

財政健全化法に基づく 健全化判断比率等の状況 (令和3年度決算) 福島県伊達郡桑折町		健全化判断比率 実質赤字比率 — % 連結実質赤字比率 — % 実質公債費比率 9.2 % 将来負担比率 14.0 %	実質公債費比率				
		区分 決算額			R1決算額	R2決算額	R3決算額
		公債費充当一般財源等額(繰上償還額・満期一括償還地方債の元金分は除く) 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金(年度割)相当額等 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 一時借入金の利子			ア	イ	ウ
実質赤字比率							
実質赤字額 繰上充用額 ① 0 支払繰延額 ② 0 事業繰越額 ③ 0 標準財政規模 ④ 3,860,212 実質赤字比率 ①+(②+③)÷④ — %							
連結実質赤字比率		資金不足比率	将来負担比率				
区分 決算額			区分 決算額				
実質収支 一般会計等 一般会計 (1) 584,007 公営企業会計以外の特別会計 国民健康保険特別会計(事業勘定) (2) 41,567 後期高齢者医療特別会計 (3) 1,982 介護保険特別会計(保険事業勘定) (4) 62,945 (5) 0 資金の不足額(負数)又は剰余額(正数) 法適用企業 613,930 水道事業会計 (6) 613,930 — % 法非適用企業 22,648 公共下水道事業特別会計 (7) 22,648 — % 連結実質赤字額 (1)~(7)の計 A 0 (水道)事業の規模 ※連結実質赤字額は、赤字の場合は正数、黒字の場合は0と表示 313,042 標準財政規模 B 3,860,212 (下水道)事業の規模 連結実質赤字比率 A/B×100 — % 71,580		比率は、 資金の不足額/ 事業の規模× 100 により算出 事業の規模＝ 営業収益の額－ 受託工事収益の 額 ※資金の不足額 がないため「－」	将来負担額 一般会計等の地方債年度末現在高 a 4,846,375 債務負担行為に基づく支出予定額 b 136,157 公営企業債の元金償還に対する一般会計等負担見込額 c 1,217,320 一部事務組合等の起こした地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額 d 618,535 退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 e 479,275 設立法人の負債等に対する一般会計負担見込額 f 0 連結実質赤字額 g 0 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額 h 0 財源等 充当可能 基金年度末現在高 i 2,373,807 特定の歳入見込額 j 233,249 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 k 4,197,760 将来負担額(a~hの計)－充当可能財源等(i~kの計)…実質的な将来負担額 E 492,846 標準財政規模 l 3,860,212 基準財政需要額算入公債費等 災害復旧費等に係るもの m 258,655 事業費補正により算入された公債費 n 82,649 密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る) o 22,325 標準財政規模(l)－基準財政需要額算入公債費等(m~oの計) F 3,496,583				
単年度実質公債費比率 C/D×100 実質公債費比率(3カ年平均)		将来負担比率 E/F×100					
単年度実質公債費比率 C/D×100 9.69382% 実質公債費比率(3カ年平均) 9.2%		将来負担比率 14.0%					
令和3年度実質公債費比率及び将来負担比率の主な項目の内訳		令和3年度実質公債費比率及び将来負担比率の主な項目の内訳					
水道事業 834 下水道事業 158,320 公立藤田病院組合 34,834 伊達地方衛生処理組合 9,807 伊達地方消防組合 30,621		堰向工業団地売却損失補償 135,140 伊達崎排水場モーター等補修 1,017 水道事業 8,677 下水道事業 1,208,643					
伊達地方衛生処理組合 9,807 伊達地方消防組合 30,621		伊達地方衛生処理組合 38,617 伊達地方消防組合 181,269 災害公営住宅家賃対策事業補助金 200,833 災害援護貸付金償還金 7,957 公営住宅使用料 24,459					
1 決算額の単位は、全て千円。 2 早期健全化基準及び財政再生基準(各比率連記) ・実質赤字比率 15.00% — 20.00% ・連結実質赤字比率 20.00% — 30.00% ・実質公債費比率 25.0% — 35.0% ・将来負担比率 350.0% — なし 3 公営企業の資金不足比率に係る経営健全化基準 20.0% ※2, 3 は財政健全化法施行令に基づく基準 総務省HPより抜粋 https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index3.html							

財政健全化法に基づく桑折町の健全化判断比率等について (令和3年度決算)

実質赤字比率 令和3年度なし(早期健全化基準15.00%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計等の実質赤字額が占める割合。
- ・赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・桑折町の令和3年度決算においては赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。

連結実質赤字比率 令和3年度なし(早期健全化基準20.00%)

- ・指標化の考え方は実質赤字比率と同じです。違うのは、公営企業会計を含む全ての特別会計の赤字・黒字も合算(連結)して、桑折町全体としての赤字の程度を指標化することです。
- ・令和3年度決算においては実質赤字比率同様、連結による赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。
- ・また、単独での赤字会計もありませんでした。

実質公債費比率 【9.2%】(対前年度▲0.4%) (早期健全化基準25.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が負担する借入金返済額やこれに準じる支出額が占める割合の3カ年平均値。
- ・一般会計が直接借り入れたものだけでなく、公営事業会計や一部事務組合の借入金返済に係る負担も含まれます。
- ・町として年間どの程度を借金の返済に充てているかを指標化したもので、一般会計の資金繰りの悪化の度合いを示します。
- ・令和3年度の比率は、令和元年度～令和3年度の3カ年度の平均をとったものになります。
- ・当町の実質公債費比率は、役場庁舎建設事業に係る令和2年度借入分の償還が本格的に始まったことで分子である元利償還金が増加したものの、分母である普通交付税が増加したことで、0.4ポイント減少しました。

将来負担比率 【14.0%】(対前年度▲22.6%) (早期健全化基準350.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が将来負担する借入金返済額や、実質的に将来支払っていく可能性のある負担額の決算年度末における残高が占める割合。
- ・公営事業会計、一部事務組合、地方公社や損失補償をしている出資法人などに対する実質的な負担を含めた一般会計の将来負担見込額から、基金など地方債の償還などに充てることができる財源(充当可能財源)を控除したものが、標準的な年間収入の何年分に相当するのかを指標化したもので、地方債償還などの負担が将来の町財政を圧迫する可能性の度合いを示します。
- ・当町の将来負担比率は、地方債の償還が着実に進展したことにより地方債残高が減少し、さらに公債費に充当可能な国庫支出金や普通交付税が増加したことにより、22.6ポイント減少しました。

※各比率の対象となる会計等の区分については、次頁の【各比率の対象となる会計等のイメージ】をご覧ください。

★桑折町の令和3年度決算における各比率の対象となる会計等区分一覧

一般会計等	一般会計		実質赤字比率 連結実質赤字比率	実質公債費比率 将来負担比率		
公営事業会計	国民健康保険特別会計(事業会計) 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計(保険事業勘定)		資金不足比率 ※公営企業会計 ことに算定	将来負担比率		
		公営企業会計			法適	水道事業会計
					法非適	公共下水道事業特別会計
	一部事務組合等	公立藤田病院組合			公債費に係る負担がないため本町では比率の対象外	
		伊達地方衛生処理組合				
伊達地方消防組合						
福島地方水道用水供給企業団						
福島県市町村総合事務組合						
福島県後期高齢者医療広域連合						
福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合						
地方公社	福島地方土地開発公社					
第三セクター	—					